

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第18号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年11月1日 09時05分ごろ	
発生場所	福岡県北九州市櫛ノ鼻東方沖 北九州市所在の部埼灯台から真方位182° 0.8海里付近 (概位 北緯33° 56.8′ 東経131° 01.3′)	
事故等調査の経過	平成24年2月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 砂利運搬船 ^{しょうよう} 松陽丸、498トン 船舶番号、船舶所有者等 134186、株式会社大和商会、伸栄運輸商事株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	左舷船底に擦過傷、両舷ビルジキールに曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、碎石を積載し、部埼灯台南方の櫛ノ鼻の碎石場から満潮を待たないで出航中、船尾船底が浅所に乗り揚げた。 本船は、浸水、油漏れ等の異常がなかったので航行を続けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	本船の喫水は、船首約3.8m、船尾約4.8mであった。 海図によれば、本事故発生場所付近の水深は、約2.8mである。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、櫛ノ鼻の碎石場から満載状態で出航する際、満潮まで待たなかったことから、櫛ノ鼻付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、櫛ノ鼻の碎石場から満載状態で出航する際、満潮まで待たなかったため、櫛ノ鼻付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・適切な余裕水深を確保するために潮汐の状況を確認して出航すること。	